

山洋電気株式会社

第124回 定時株主総会

SANYO DENKI

招集ご通知

開催日時 2026年6月18日(木) 午前10時

場 所 当社 本社会議室(JR大塚南口ビル11階)

議 案 <会社提案>

第1号議案 剰余金の配当の件

<株主提案>

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 取締役の任期に係る
定款一部変更の件

第4号議案 資本政策の検討に係る
定款一部変更の件

第5号議案 株式分割に係る
定款一部変更の件

第6号議案 株式分割及び株式分割に
伴う発行可能株式総数に
係る定款一部変更の件

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6516/>





株主のみなさまには、ますますご清栄のこととおよろび申し上げます。第124回定時株主総会の招集ご通知のお届けにあたりまして、ひとことごあいさつを申し上げます。

山洋電気グループでは、2021年4月にスタートした第9次中期経営計画が2026年3月をもって終了しました。この5年間、「殻を破る」をテーマに掲げ、性能・品質・信頼性・カスタマイズを強みとして、新たな地域や市場への進出、新製品開発や新規ビジネスの創出に取り組んでまいりました。また、業務品質の向上やサステナビリティへの取り組みなど、持続的成長に向けた基盤づくりにも注力してまいりました。

その一環として、2024年4月には従来の事業部制にかわり社内カンパニー制を導入いたしました。各カンパニーによる自律的な経営と、グループが持つ技術の結集を加速させることで、収益力を高め、グループ全体での競争力をより強固なものになりました。

生産活動では、世界的な需要拡大を見据え、生産体制の拡充と機動的な増産投資をしてまいりました。2024年4月に本格稼働したフィリピン第4工場

に加え、2027年7月にはベトナム・フンイエン省で新工場の稼働を予定しております。これら生産拠点の拡充により、世界中のお客さまへ高品質な製品を迅速にお届けできる盤石な生産体制を構築してまいります。部材調達では、地政学リスクの高まりによる不安定なサプライチェーンの事業環境下においても、世界各地の販売拠点を活用した国際調達を推進し、安定的な調達体制の確立に取り組んでまいりました。

営業活動においては、新規事業として生産技術エンジニアリングサービスを開始しました。長年培った高度な生産技術ノウハウを活かし、お客さまの生産現場における自動化や効率化を支援しています。協業ビジネスでは、当社製品をお客さまの製品と組み合わせることで、付加価値の創出と収益力の向上を実現してまいります。

また、気候変動対策として、2023年3月にカーボンニュートラル実現に向けたCO₂排出量削減の中長期目標を策定しました。2024年度からは、エコプロダクツの認定基準を一段と高め、環境負荷低減効果の大きい製品を「エコプロダクツプラス」として認定し、製品ラインアップの拡充と販売拡大を通じて、サプライチェーン全体の環境負荷低減に貢献しています。

さらに、社員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる環境づくりが当社グループの持続的成長につながるとの考えのもと、健康経営に積極的に取り組んでまいりました。その結果、「健康経営優良法人」に5年連続で認定され、評価の高い上位500法人が選定される「ホワイト500」にも3度認定されました。

2026年度から始まる第10次中期経営計画では「時間を力に」を最重要方針とし、将来の成長を目指した施策を着実に実行し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

株主のみなさまには、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役会長 山本茂生

第124回定時株主総会招集ご通知

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2026年6月18日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都豊島区南大塚3-33-1
当社 本社会議室（JR大塚南口ビル11階） |
| 3. 目的事項 | <p>報告事項▶ 1. 第124期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第124期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項▶ <会社提案>
第1号議案 剰余金の配当の件</p> <p><株主提案>
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 取締役の任期に係る定款一部変更の件
第4号議案 資本政策の検討に係る定款一部変更の件
第5号議案 株式分割に係る定款一部変更の件
第6号議案 株式分割及び株式分割に伴う発行可能株式総数に係る定款一部変更の件</p> |

4. 議決権行使の方法 3ページから4ページ「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

- 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.sanyodenki.co.jp/ir/events/shareholder_meeting.html



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



「ネットで招集」

<https://s.srdb.jp/6516/>



- ※東京証券取引所ウェブサイトをご利用の場合はアクセス後、「銘柄名（会社名）」に「山洋電気」を入力または証券「コード」に「6516」（半角）を入力して検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」（「情報を閲覧する場合はこちら」）の順に選択することで、ご確認いただけます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、ご送付している書面には、法令および当社定款第16条の定めに従い、下記の事項を掲載しておりません。これらの事項は、監査報告の作成に関して、監査役および会計監査人が監査をした監査対象書類に含まれております。
 - ・ 事業報告……………「主要な支店、事業所および子会社」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制および運用状況」
 - ・ 連結計算書類…………「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ・ 計算書類……………「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使は、以下の方法がございます。



インターネットにて行使いただく場合

行使期限 2026年6月17日(水曜日)午後5時入力完了分まで

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) またはスマートフォン用議決権行使ウェブサイトにて、各議案の賛否をご入力ください。



書面にて行使いただく場合

行使期限 2026年6月17日(水曜日)午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。



株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時 2026年6月18日(木曜日)午前10時

議決権行使書をご持参いただき、会場受付へご提示ください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項をあらかじめご承知ください。

- 議決権行使書とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示のない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権行使について

スマートフォン・タブレットから行使の場合

1. QRコードを読み取る

同封の議決権行使書に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることで、ログインいただけます。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

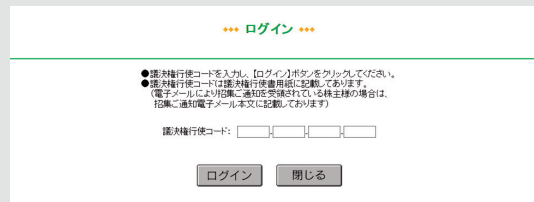
パソコンから行使の場合

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしてください。

2. 議決権行使コード、パスワードを入力する

同封の議決権行使書に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただくことにより、議決権を行使できます。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031 (フリーダイヤル)
 (受付時間 9:00~21:00)

議決権行使書のご記入方法

第2号議案から第6号議案は、株主さまからご提案いただいたものです。当社取締役会は、これらの議案に**いずれも反対しております**。当社取締役会の反対意見については、6ページから16ページをご参照ください。

会社提案・当社取締役会の意見に ご賛同いただける場合	
会社提案	第1号案 賛
	否
株主提案	第2号案 賛
	第3号案 賛
	第4号案 賛
	第5号案 賛
	第6号案 賛
	第2号案 否
第3号案 否	
第4号案 否	
第5号案 否	
第6号案 否	

**当社取締役会は、
株主提案に反対いたします。**

会社提案

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、持続的な企業価値の向上に向けて、安定した経営基盤の確保および将来の成長に向けた投資を進めるとともに、株主のみなさまへの利益還元も重視しています。株主のみなさまへの利益還元は配当による還元を基本とし、利益還元の充実と将来の成長に向けた投資により持続的成長を実現していきます。

このような方針のもと、当期の剰余金の配当につきましては、下記のとおり提案いたします。

なお、年間配当金は、2025年10月1日に実施した株式分割後の株式数を基準とした場合、中間配当金33.33円を含め1株につき103.33円です。また、株式分割前の株式数を基準とした場合、中間配当金100円を含め1株につき310円です。

1. 期末配当金

当社普通株式1株につき期末配当金70円

総額 2,486,052,870円

2. 配当金の支払い日

2026年6月19日

以上

株主提案

第2号議案から第6号議案まで

第2号議案から第6号議案までは、株主さまからのご提案によるものであります。

議案の提案の内容および理由は、形式的な修正を除き、提案株主さまから提出を受けた書面の内容のまま記載しております。

提案の内容

以下の第3号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/6516-SANYODENKI/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は単体と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社は、提案株主の求める資本効率の向上や株主との対話の充実は当然に重要な経営課題として認識しております。その認識を踏まえ当社では、配当方針の見直しや自己株式の取得、株式分割など、すでに多面的な取り組みを開始・強化しており、第10次中期経営計画においても、重点課題として位置付けています。しかしながら、本株主提案の各議案は、当社の事業理解および業界理解を欠き、中長期的な企業価値向上の在り方に照らして適切ではなく、また、一部の提案は会社法の趣旨や定款自治の観点からも問題を含んでいると言わざるを得ません。当社取締役会は、当社に関わってくださっているすべてのステークホルダーの中長期的利益を守る使命の観点から、本株主提案に係る議案のすべてに反対いたします。

当社は、「私たち山洋電気グループは、すべての人々の幸せをめざし、人々とともに夢を実現します」を企業理念に掲げています。言うまでもなく、この「すべての人々」には「株主・投資家」も含まれていますが、当社は株主・投資家を含めた「当社にかかわるすべての人々」の幸せを常に目指してきました。

2024年8月に提案株主が大量保有報告書を提出して以降、当社では、当社の企業理念に立ち

ながらも、13回にわたる面談に加え、当社の主要生産拠点である神川工場、富士山工場（長野県上田市）にもご案内するなど、提案株主と真摯に対話を続けてきましたが、提案株主には当社がこの理念に基づき経営されていることや、その意義を理解していただけなかったことは残念です。

当社取締役会は、当社の価値を永続的に高めていくためには、当社自身が中長期的な成長投資をおこなうことが不可欠であると考えており、これまでも積極的な研究開発投資、設備投資、人への投資などをバランスよく実施し続けることで、100年の歴史を刻んできました。

また、第10次中期経営計画においても、最先端技術分野への投資や生産能力の拡大および人材への投資等、さまざまな成長投資をおこなうことを検討しております。AIやデータセンターに関する投資の過去に例を見ない急増や半導体市場の劇的な成長に加え、エネルギーを巡る紛争等、何が起るかまったくわからない時代にあっても、当社の企業活動は引き続き企業理念に基づき、あらゆることに目を配りバランスを意識しながら、着実に成長して未来にもそれを還元していく考えを大切にしていまいります。

以下では、各提案議案に対する当社の個別の考え方をお伝えいたします。

第2号議案 取締役1名選任の件

1. 提案内容

取締役1名（候補者：丸木強）を選任する。

〔氏名（生年月日）〕

丸木 強 まるき つよし (1959年7月23日生)

〔略歴〕

1982年4月 野村証券株式会社 入社

1999年8月 株式会社M&Aコンサルティング 取締役副社長

2006年5月 株式会社MACアセットマネジメント 代表取締役

2010年2月 株式会社TNPストラテジックキャピタル 代表取締役

2012年9月 株式会社ストラテジックキャピタル 代表取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社ストラテジックキャピタル 代表取締役

〔所有する当社の株式数〕

0株

〔取締役候補者とした理由〕

提案株主は、当社の大株主として、当社取締役会と同じく資本コストを踏まえた経営により当社の株主価値が向上することを切望している。

しかし、当社の取締役会は、当社出身者のほか、事業会社、銀行及び法律実務の出身者によって構成されており、資本市場の知見を有する者を欠いている。すなわち、当社の取締役会は株主価値の向上を期待されているにもかかわらず、資本市場や株主の視点が十分に備わっているとはいえない。

そこで、提案株主は、候補者が、野村證券株式会社での業務を通じて得た資本市場に対する知見と、その後現在に至るまでの投資運用業者の経営者及び運用担当者としての経験から、当社の株主価値の向上に貢献できることを確信し、新たに候補者とする。

- (注) 1. 候補者は提案株主のうち、株式会社ストラテジックキャピタルの代表取締役を務めており、提案株主は本年3月末日現在で当社株式を合計で6,349,200株保有している。
2. 本年3月31日現在、当社の発行済株式数に対して提案株主が保有する株式数は、合計で17%となる。したがって、総議決権数に対する割合は10%を超えているため、候補者は、東京証券取引所に独立役員として届け出される予定はなく、非常勤の社外取締役として活動することが期待される。
3. 候補者及び提案株主と当社間にその他の特別の利害関係はない。

2. 提案の理由

当社は様々な点において、資本市場を軽視し続けてきた。

情報開示の面では、当社製品が生成AI用のデータセンター、最先端のリアドア熱交換器、B200を8台搭載可能なDLC式サーバーに搭載されていると顧客が公表しているにもかかわらず、当社は何ら開示をしていない。

資本政策の面では、金利負担を過度に回避し有利子負債を活用しないなど、株主資本が有利子負債に対して遥かに高コストな資金であるとの認識を欠き自己資本比率は77%にまで達している。

証券会社の調査レポートにおいては、アップサイドとして「実効性のある株価を意識した経営施策」「IR拡充」「ガバナンス改善」、ダウンサイドとして「低いままの株価意識」が明記されており、上場企業足りえない評価である。

当社の取締役会に資本市場の知見があれば、このような評価とはならなかった。そこで、提案株主は資本市場に精通した提案株主の代表者を取締役として選任することを求める。

3. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、第2号議案に反対いたします。

提案株主が本議案において提案する取締役候補者である丸木強氏は、提案株主の代表取締役を現に務めています。提案株主が運営するファンドは、提案時点において当社発行済株式の約17%を保有する大株主です。当社は、丸木氏を含め、これまで複数回にわたり提案株主との対話を重ねてまいりましたが、当該候補者を取締役として選任したい旨の意向が示されたことは一度もありませんでした。そのため、今回の提案は当社にとって極めて唐突なものであり、大変驚いております。

言うまでもなく、取締役は会社に対して善管注意義務・忠実義務を負い、会社の利益を最優先に行動することを求められますが、提案株主の代表取締役という立場にある丸木氏は、本質的に自己が運営するファンドの投資リターン（すなわち提案株主の顧客利益）と当社全株主の長期的利益とが相反する局面において、どちらの利益を優先すべきかという二律背反の状況に置かれます。

なお、提案株主は、丸木氏について「候補者は、東京証券取引所に独立役員として届け出される予定はなく、非常勤の社外取締役として活動することが期待される」としていますが、コーポレートガバナンス・コードが求める「独立した視点」を体現した独立性のある社外取締役としてではなく、敢えて同氏を選任する理由は明らかではありません。

また、提案株主は、当社取締役会に「資本市場の知見を有する者を欠いている」と主張しています。しかしながら、この主張も事実に基づきません。当社の現取締役会は、製造業・グローバルビジネスの実務に精通した社内取締役に加え、法律・財務・ESG等の多様なバックグラウンドを持つ独立社外取締役によって構成されており、経営全般について均衡のとれた監督・審議機能を発揮しています。

例えば、当社は2025年3月26日の適時開示において、PBRの現状認識とROE向上に向けた具体的方針を公表し、2026年3月19日には配当性向50%を目安とした配当方針の改定および自己株式取得を含む株主還元方針のアップデートをおこなっています。これらは、取締役会が資本コスト・株価を意識した経営に真剣に取り組んでいることの証左であり、「資本市場の視点が欠如している」という提案株主の主張は当社の実態を反映したものではなく、印象論の域を出ません。

加えて、2026年4月15日に開示しましたとおり、当社は取締役会の諮問機関として任意の指名委員会を設置しており、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化に向けて、今後も継続的に施策検討・実行をしております。

第3号議案 取締役の任期に係る 定款一部変更の件

1. 提案内容

本議案は、取締役の任期を2年から1年に変更することを目的とする議案である。
現行の定款の第22条を以下のとおり変更する。(下線は変更部分を示す。)

現行定款

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

変更案

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 提案の理由

本議案は、取締役の任期を2年から1年に短縮することを求めている。

取締役選任議案は、株主が取締役に対する評価を議決権行使によって表明する、株主にとって重要な権利行使の機会である。しかし、当社は取締役の任期を2年としており、かかる権利行使の機会が他の上場企業に比べて半分となっている。つまり、当社においては、株主が取締役を評価する権利行使の機会が他の上場企業に比して制限されている状態にある。

さらに、取締役任期を2年にすべき当社固有の理由を当社が説明することもなく、ただ漫然と任期を2年のまま維持している現状は、当社取締役会が株主を軽視しているとの評価も免れない。

したがって、取締役任期を1年として、株主による毎年の評価による監督を強化しガバナンスの改善に努めるべきである。

3. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、第3号議案に反対いたします。

会社法第332条第1項は、取締役の任期を原則として2年以内とする旨を定めており、2年任期は適法かつ正当な制度選択です。提案株主は「他の上場企業に比べて株主の評価機会が半分」と主張していますが、東証プライム上場企業においても、取締役任期を2年とする企業は依然として一定数存在しており、現時点では2年任期とすることが市場のルールから逸脱しているわけでもありません。

当社の事業は、高性能冷却ファン・サーボモータ・UPS等を提供するグローバルな製造業であり、技術開発・設備投資・顧客関係の構築には中長期的な経営判断の継続性が不可欠です。現に、当社はAI向けデータセンター需要の拡大や半導体市場の劇的な成長という市場機会を確実に捉えるための投資を推進しており、こうした中長期投資は毎年の業績評価に左右されない安定的な経営判断の下でこそ実現し得ると考えます。

取締役任期の設定は経営環境によっても妥当な形が変わり得るため、本定時株主総会時点において当社は任期2年をもって妥当と判断しておりますが、現任取締役の任期が切れる来年の株主総会に向けては株主・投資家のご意見を踏まえて任期を2年から1年に短縮することも選択肢とした検討を進めております。

なお、当社の現任取締役は、2025年6月19日開催の当社第123回定時株主総会において、その全員が提案株主以外の9割を超える株主のみなさまの賛同を得て、任期2年間で当社取締役に選任されており、本年6月開催予定の第124回定時株主総会時点では任期中となります。仮に株主総会で本議案による任期短縮が可決され、定款変更の効力が生じた後は、現任取締役は任期満了により退任することとなり、会社法上、新たに選任された取締役が就任するまではなお取締役としての地位に留任し、その権利義務を有する暫定的な状態に置かれることとなります。東証プライム上場企業において、取締役ひいては取締役会をこのような不安定な地位に置く提案は妥当とは言えません。経営の継続性の観点から、定款変更による強制的な任期短縮ではなく、あくまで取締役会自身が自律的に、経営環境や会社の実情に即した形で任期の在り方を検討すべきです。

第4号議案 資本政策の検討に係る 定款一部変更の件

1. 提案内容

本議案は、当社取締役会に対して、財務健全性及び資本政策が株主価値向上の観点から適切な状態及び方針となっているか、定期的な検証と開示を求める議案である。

現行の定款に以下の条文を新設する。

第7章 資本政策の検討

(資本政策の検討)

第45条 取締役会は、少なくとも年1回以上、株主価値向上の観点から、財務健全性に関する主要な指標の評価及び目標水準ならびにこれらを踏まえた資本政策の評価及び方針について審議し、当該評価の概要及び審議の結果としての株主還元方針を開示するものとする。

2. 提案の理由

当社は、事業競争力、成長性、収益性及びキャッシュフロー創出を高水準で実現している。しかし、当社の資本政策に対する意識が希薄であるために、同業他社に比して、利益率は同等であるのに、ROEは劣後し、その結果、事業の価値が株価に十分反映されていない。

(当期純利益率 / 自己資本比率 / ROE)

当社	：	7.9%	/	77%	/	7.5%
ニデック	：	6.3%	/	51%	/	10.4%
安川電機	：	7.0%	/	58%	/	8.6%
デルタ電子	：	10.8%	/	41%	/	22.4%

当社は、資本コストに関する開示において、株主価値向上に向けた最大の課題である資本効率改善の具体策に一切触れておらず、これは東京証券取引所（以下「東証」という。）が投資者の目線とズレた事例という「表面的な分析・評価」にほかならない。かかる状況を是正するため、取締役会において資本政策の在り方を審議したうえで、具体的な株主還元方針を継続的に開示すべきである。

3. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、第4号議案に反対いたします。

本議案は、取締役会に対し、「少なくとも年1回以上、財務健全性KPIの評価・目標水準ならびに資本政策の評価・方針について審議し、その結果としての株主還元方針を開示すること」を定款で義務付けようとするものです。

しかしながら、そもそも資本政策や株主還元方針の策定・開示は業務執行に係る取締役会の専権事項であり、これを定款に明文化することは会社法上の機関設計や権限分配との関係性を整理する必要があります。また、定款は会社の基本的な組織・運営のルールを定めるものであり、個別の業務執行プロセスや開示義務を定款条文として組み込むことは、定款自治の範囲を曖昧にし、会社法の機関設計の思想を歪めると考えられます。わが国では、しばしば株主提案者が業務執行にわたる事項を定款変更案の形で株主提案しますが、本質的に、定款変更の形を採ればどのような提案でもできるということ自体にも疑問があります。

また、当社はすでに本議案の問題意識に対する自律的な取り組みを実施しており、定款への明文化は不要です。

当社は、2025年3月26日付で「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組み」を公表し、①フリーキャッシュフローを重視した経営、②ROE10%以上の目標、③営業利益率を重視した経営、を再確認しつつ、PBRの同時点の現状認識（0.8～1.0倍前後。なお2026年3月末には1.2倍超に上昇しています。）と改善方針を公表いたしました。2026年3月19日には、同公表のアップデートとして、配当性向50%を目安とした配当方針への改定、ROE10%目標の継続を宣言し、株主資本コストの想定開示、株主還元方針も公表しております。さらに、スモールミーティングや個別面談の拡大など、株主・投資家との対話機会の拡充も継続的に推進しているところです。加えて、第10次中期経営計画においても、株主資本コストの推移と課題認識および取り組み方針等について公表する予定です。

これらの取り組みは、提案株主が求める「資本政策の検討・開示」の実質的な内容を自律的に実行するものであり、定款による強制的な義務付けは、当社取締役会の自律的かつ機動的な経営判断を阻害するおそれがあります。

なお、提案株主は当社の自己資本比率が77%である点を問題視していますが、当社の自己資本比率は、何が起こるかまったくわからない時代における変化に備えつつ、世界規模での製造・販売体制と技術開発投資を継続的に支えるための経営基盤として合理的な水準であり、財務の健全性は当社が「世界のトップブランド」を目指すうえで不可欠な競争優位性の一つであることを軽視したものです。当社取締役会では、財務の健全性は先行きの不透明さが増す中において、当社が中長期的に安定した経営をおこなっていくための必要な経営判断の一つと考えています。

第5号議案 株式分割に係る 定款一部変更の件

1. 提案内容

現行の定款に以下の条文を新設する。

第8章 株式分割

(株式分割の総会授權)

第46条 当社は、株主総会の決議をもって、株式分割を行うことができる。

2. 提案の理由

当社は、2025年9月30日を基準日として、1株につき3株の割合による株式分割を実施した。しかし、当社株式の単元株の取得価格は分割後も30万円台から50万円台の間で推移しており、個人投資家にとって投資しやすい水準にあるとはいえない。日本取引所グループによれば、2025年9月末時点で、投資単位が30万円未満の上場企業は全体の79%を占める。また、東証は2025年4月の「小額投資の在り方に関する勉強会報告書」において、個人投資家が求める投資単位として10万円程度が望ましいと示唆している。

株式分割は、投資家層の拡大及び流動性の向上を促し、当社株式の市場評価の改善に資するものであるが、当社が自主的に株式分割を実施しない状況を踏まえ、株主主導で機動的に株式分割を行うことができるよう、株式分割の実施及び分割比率につき、株主総会において決議することを可能とすることを求める。

3. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、第5号議案に反対いたします。

本議案に対する当社取締役会の意見は、第6号議案と合わせて16ページに記載しております。

第6号議案 株式分割及び株式分割に伴う 発行可能株式総数に係る 定款一部変更の件

1. 提案内容

(1) 「議案5. 株式分割に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア 分割割合 1株につき5株の割合とする

イ 分割の基準日 本定時株主総会の日の翌営業日から起算して3週間後の日

ウ 分割の効力発生日 基準日の翌日

(2) 会社法第184条第2項の規定に基づき、株式分割の効力発生日をもって、当会社定款第6条を下記のとおり変更する。

現行定款

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とする。

変更案（下線は変更部分を示す）

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7億5,000万株とする。

2. 提案の理由

前号議案と同様の理由により、1株につき5株の割合で株式分割を実施することを求める。

3. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、第5号議案および第6号議案に反対いたします。

会社法第183条第2項は、株式分割を取締役会の決議事項と定めています。株主総会によって株式分割を決議できるようにするための「定款変更」（第5号議案）および当該定款規定に基づく「5株への分割」（第6号議案）は、会社法上の権限分配を意図的に回避しようとするものであり、そもそも妥当ではありません。株式分割の時期・比率・条件は、株式市場の状況、株主構成、流動性の実態、財務状況等を踏まえた取締役会の総合的判断に委ねられるべきものであり、株主総会で一律に決議することにも馴染みません。

また、当社は、2025年9月30日を基準日として、1株につき3株の割合による株式分割をすでに実施しております。これは当社取締役会が株式流動性向上の必要性を認識し、適切なタイミングと比率で判断した結果です。

提案株主は「分割後も投資単位が30～50万円台と個人投資家に投資しやすい水準とは言えない」と主張し、さらに5分割を求めています。株式分割の効果・妥当な比率の判断は株式市場の実態・流動性・株主構成・当社の事業規模等を総合的に勘案すべき事項であり、定款で固定的に「5分割」と規定する手法は経営の柔軟性を著しく損ないます。

当社取締役会の意見 結論

以上のとおり、本株主提案に係る議案はそれぞれその理由に合理性がなく、また内容も妥当ではないため、当社取締役会はそのいずれにも反対いたします。

当社取締役会は、例えば以下にお示しするように、提案株主が指摘するような問題意識の多くについて既に検討しており、適時適切に経営を進めております。株主・投資家のみなさまにおかれましては、改めてご確認をいただきますよう、お願い申し上げます。

2025年3月	「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組み」の初期的な公表（PBR・ROEの現状認識と改善方針の公表）（2026年3月更新）
2025年5月	自己株式の取得実施
2025年8月	26年3月期1Qスモールミーティングの実施
2025年10月	1株を3株に分割する株式分割の実施（流動性の向上）
2026年1月	26年3月期2Qスモールミーティングの実施
2026年2月	26年3月期3Qスモールミーティングの実施
2026年3月	配当性向50%を目安とした配当方針へ改定。ROE10%目標の継続を宣言。自己株式取得を含む株主還元方針のアップデートを公表
2026年4月	任意の指名委員会の設置を公表（取締役候補の選考における独立性・透明性の向上）
2026年4月	増配の公表

以上

1 当社グループの現況

(1) 財産および損益の状況の推移

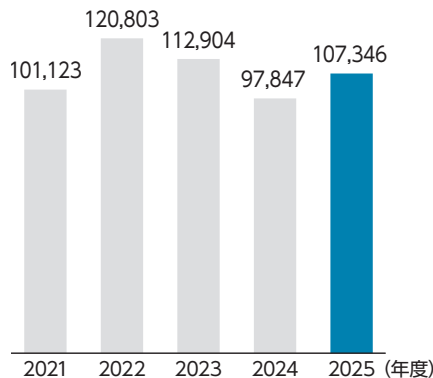
国際会計基準 (IFRS)

区 分		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
売上収益	(百万円)	101,123	120,803	112,904	97,847	107,346
営業利益	(百万円)	10,971	13,421	11,811	7,936	10,885
親会社の所有者に 帰属する当期利益	(百万円)	9,015	11,410	10,477	5,637	8,661
基本的1株当たり 当期利益 (注)1, 2	(円) ご参考 (注)3	744.94 248.31	942.91 314.30	867.52 289.17	472.79 157.60	243.89
親会社の所有者に 帰属する持分	(百万円)	80,645	93,205	110,358	113,347	127,860
総資産	(百万円)	128,667	143,871	150,688	145,628	166,367
資本合計	(百万円)	80,655	93,217	110,373	113,347	127,861

- (注) 1. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式総数により算出しています。
 2. 2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割をおこなっています。2025年度については、当連結会計年度期首に株式分割がおこなわれたと仮定し算出しています。
 3. 株式分割後の基準で算出した数値を「ご参考」として表示しています。

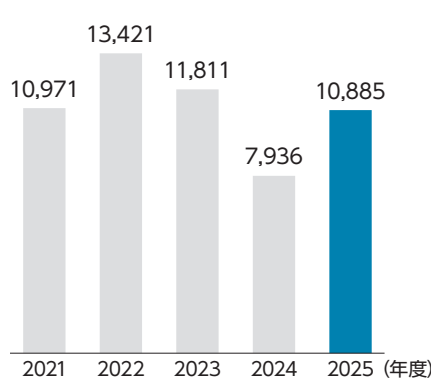
▶売上収益

(百万円)



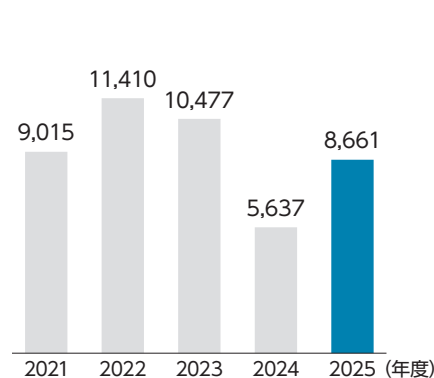
▶営業利益

(百万円)

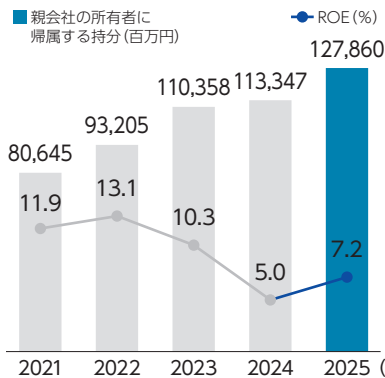


▶親会社の所有者に帰属する当期利益

(百万円)

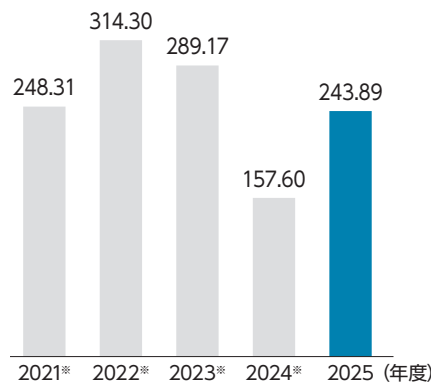


▶親会社の所有者に帰属する持分／ROE



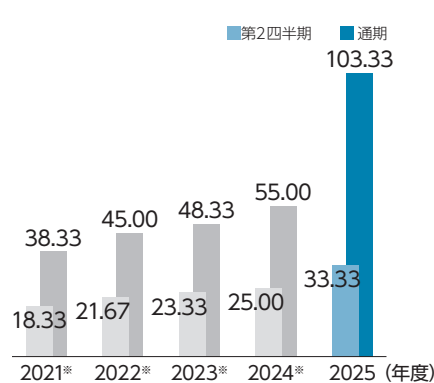
▶基本的1株当たり当期利益

(円)



▶1株当たり配当金

(円)



※ 2025年10月1日付で普通株式1株を3株に分割したことから、2021年度期首に株式分割がおこなわれたと仮定して算出しています。

第9次中期経営計画の達成

2021年4月にスタートした第9次中期経営計画は、この2026年3月に完了を迎えました。この計画では「殻を破る」をテーマに掲げ、既存の枠組みや慣習に縛られることなく、未来を見据えた企業体質の進化を実現するため、グループ全体で732件の施策に取り組みました。

第9次中期経営計画 「殻を破る」

持続可能な成長 + 企業価値の創造



製造資本 に関する取り組み

181件



知的資本 に関する取り組み

8件



財務資本 に関する取り組み

5件



自然資本 に関する取り組み

4件



人的資本 に関する取り組み

19件



社会関係資本 に関する取り組み

515件

グループ全体で 732 件の施策が完了

主な成果

社内カンパニー制の導入

経営力強化のため社内カンパニー制を導入、独立性と収益性を高めることで、事業拡大を推進しました。

設計開発・生産能力の拡大

- **テクノロジーセンターに新棟を開設**
製品開発期間を20%短縮でスピーディーな製品開発を実現しました。
- **台湾拠点にテクニカルセンターを開設**
現地ニーズを捉えたグローバル製品開発を強化しました。
- **アメリカ・フランスでの生産機能を拡張**
現地生産によるカスタマイズ生産を強化しました。
- **フィリピンの第4工場が竣工**
生産能力を約20%増強し、グローバルな供給体制を実現しました。
- **ベトナムに新工場設立を決定**
安定した生産体制と世界中のお客さまのニーズに応えた製品提供を目指します。

新事業の拡大

- **生産技術エンジニアリングサービスを開始**
高度な技術力で生産現場の自動化・効率化を支援し、お客さまの装置の生産性向上を実現しました。
- **協業ビジネスの拡大**
当社製品とお客さま製品との組み合わせにより、新たなビジネスを生み出しました。

カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み

- **CO₂排出量削減の中長期目標の策定**
2030年度46%削減（2017年度比）、2050年度カーボンニュートラル達成を目指します。
- **環境適合設計製品「エコプロダクツ」のラインアップ拡充**
2024年度からエコプロダクツの認定基準よりさらに環境負荷の低減効果の大きい製品を「エコプロダクツプラス」として認定しています。エコプロダクツ製品のラインアップ拡充と販売拡大を通じて、サプライチェーン全体の環境負荷低減に貢献しています。

健康経営の推進

- **「健康経営優良法人」に5年連続で認定・「ホワイト500」に3度目の認定**
健康経営を通じて、社員の活力向上と企業価値の最大化を実現しています。

ベトナムにおける工場新設および駐在員事務所の開設

当社グループは、将来を見据えた生産能力の増強を目的として、ベトナムのフンイエン省に新工場を建設いたします。この工場は、日本国内（長野県上田市）、フィリピン（スービック経済特別区）に続く第3の大規模生産拠点です。2027年7月の開業を予定しております。

また、ベトナム全土での営業活動および資材調達に関するマーケティング活動を目的として、ハノイ市に駐在員事務所を開設いたしました。生産拠点と駐在員事務所の連携により、お客さまの多様なニーズに対し、迅速かつ柔軟に製品をお届けする生産体制を構築してまいります。



フィリピンで水耕栽培機の製造・販売を開始

当社グループのSANYO DENKI PHILIPPINES, INC.は、フィリピン国内向けに、屋内で生野菜を育てることのできる小型水耕栽培機の製造、販売を開始いたしました。これは、冷却ファン「San Ace」の製造・販売で培った独自の送風と流体技術を応用した、グループ初の試みです。

本製品は、3層構造の省スペース設計ながら、独自の送風システムによりレタスを約4週間で収穫できる高い栽培効率を実現しています。フィリピンの高温多湿な気候下でも、レストランやスーパーなどの屋内で新鮮かつ安全な野菜を安定して供給することが可能です。自社工場内のカフェテリアでは、すでに本製品で収穫された野菜の提供を開始しており、社員の健康増進にも寄与しています。



高度な技術と地域ニーズを融合させ、新たな価値創出と社会貢献に取り組んでまいります。

ACサーボシステムSANMOTION Gが2025年度 グッドデザイン賞を受賞

ACサーボシステム SANMOTION Gが、公益財団法人日本デザイン振興会が主催する2025年度 グッドデザイン賞を受賞いたしました。当製品は、ものづくりの効率を高める「強さ」と、環境や人への「やさしさ」を持った製品です。

「すべての人々の幸せをめざし、人々とともに夢を実現します」という当社グループの企業理念が製品開発を通して評価されたことを誇りとし、今後も新技術・新製品を通じ、お客さまや社会の課題解決に取り組んでまいります。



「山洋電気グループ人権方針」を策定

従来、当社グループでは、全社員およびサプライチェーンにおける人権尊重の重要性を認識し、企業行動規範において基本方針と指針を定めるとともに、「資材調達基本方針」および「パートナーシップ構築宣言」を通じて具体的な取り組みを推進してまいりました。

このたび、この取り組みをさらに強化する目的から、新たに「山洋電気グループ人権方針」を制定いたしました。今後も引き続き、人権尊重の取り組みを一層推進してまいります。

健康経営の推進

2026年3月、山洋電気株式会社および山洋電気テクノサービス株式会社・山洋電気ITソリューション株式会社は、経済産業省と日本健康会議が主催する健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人2026～ホワイト500～」に認定されました。健康経営優良法人には2022年以降5年連続の認定、そのうち、評価の高い上位500法人が認定される「ホワイト500」には、2023年・2025年に続き3度目の認定となります。



株式分割の実施

当社株式に投資しやすい環境を整えることで、より多くのみなさまにご支援いただけるよう、2025年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき3株の割合で株式分割いたしました。

(2) 当期の事業の概況

当連結会計年度における世界経済は、米国による広範囲にわたる極端な関税政策の実施や、中国による対抗政策があったものの、後半は回復の兆しが見られました。

日本経済は、安定した企業収益を背景に設備投資が堅調で、工業生産の一部では景気は緩やかに回復していましたが、中東情勢の緊迫化を受けて、先行きの懸念が強まりました。

そのような中で、当社グループの主要な販売市場である通信装置、ロボット、半導体製造装置などのファクトリーオートメーション市場からの需要が回復に向かったこと、AI関連向けの市場が堅調であったことから、全体として受注高は増加しました。

その結果、当連結会計年度における連結売上収益は107,346百万円（前年同期比9.7%増）となり、連結営業利益は10,885百万円（前年同期比37.2%増）、連結税引前当期利益は11,747百万円（前年同期比46.8%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は8,661百万円（前年同期比53.6%増）となりました。

受注高は116,332百万円（前年同期比30.1%増）、受注残高は44,869百万円（前年同期比25.0%増）となりました。

売上収益
1,073 億円
前期は 978 億円

営業利益
108 億円
前期は 79 億円

税引前当期利益
117 億円
前期は 80 億円

親会社の所有者に帰属する当期利益
86 億円
前期は 56 億円

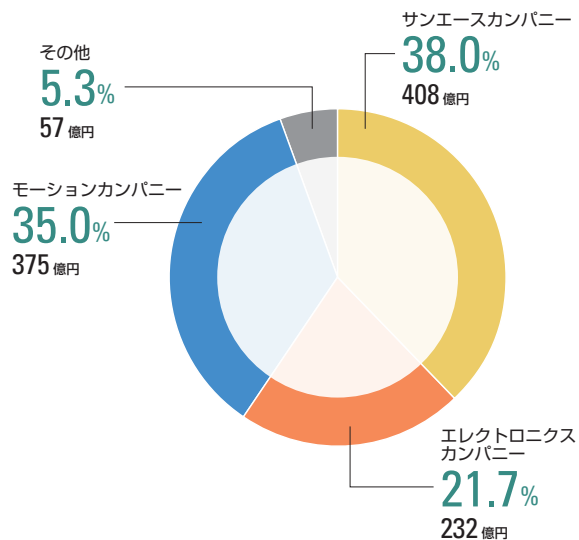
受注高
1,163 億円
前期は 893 億円

受注残高
448 億円
前期は 358 億円

セグメント別連結売上収益

サンエースカンパニー	408億円
エレクトロニクスカンパニー	232億円
モーションカンパニー	375億円
その他	57億円

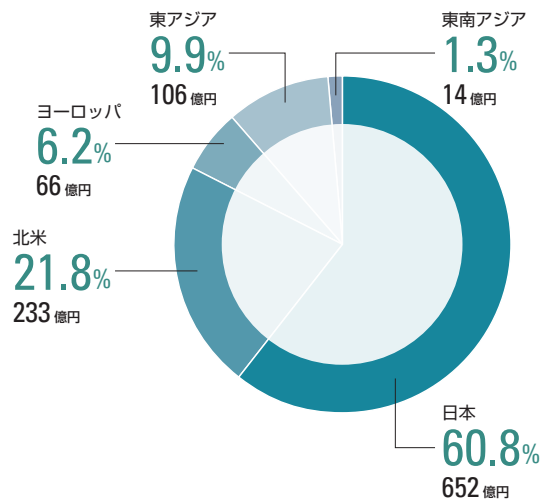
●売上収益構成比



地域別連結売上収益

日本	652億円
北米	233億円
ヨーロッパ	66億円
東アジア	106億円
東南アジア	14億円

●売上収益構成比

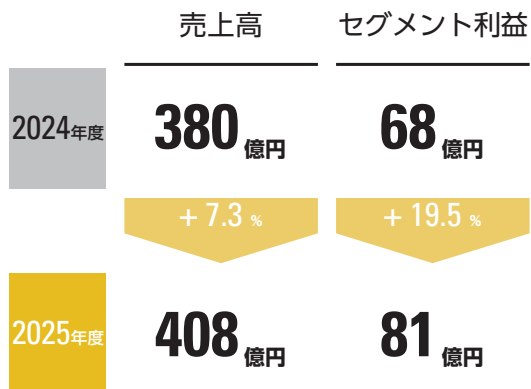


セグメント別概況

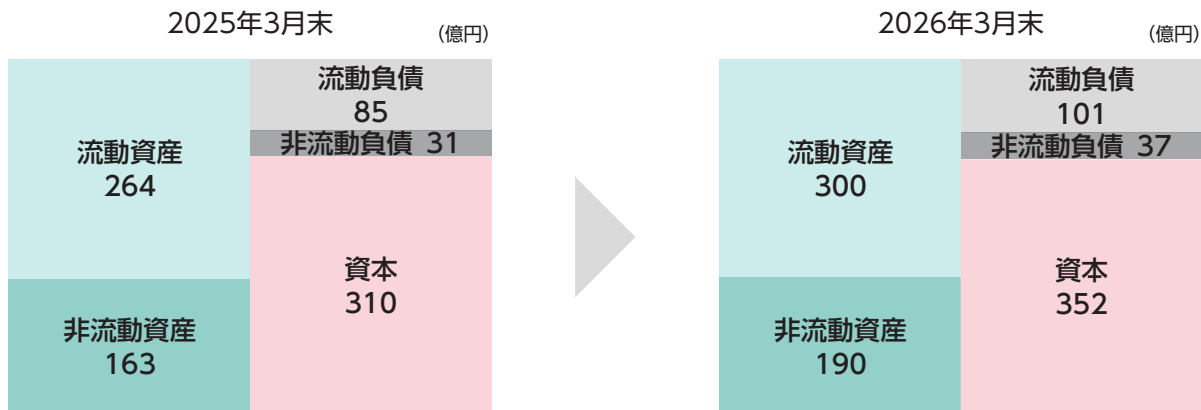
サンエースカンパニー

サンエースカンパニーは、冷却ファン、ファンユニットなどのSan Ace(サンエース)ブランド製品の開発、製造および販売をおこなっています。

San Aceでは、ネットワーク機器向けや生成AI関連機器向けの需要が引き続き堅調でした。一方、サーボンプやインバータ等の制御機器、一般工作機械向けの需要は回復途上のままとりました。販売店向けビジネスでは、北米と日本国内の需要は堅調に推移し、欧州では回復が遅れたものの復調の兆しが見えてきました。



貸借対照表(連結)

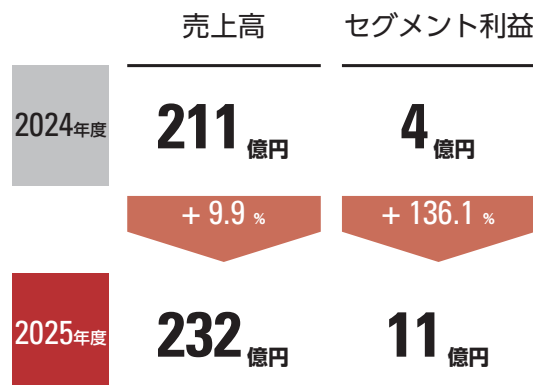


エレクトロニクスカンパニー

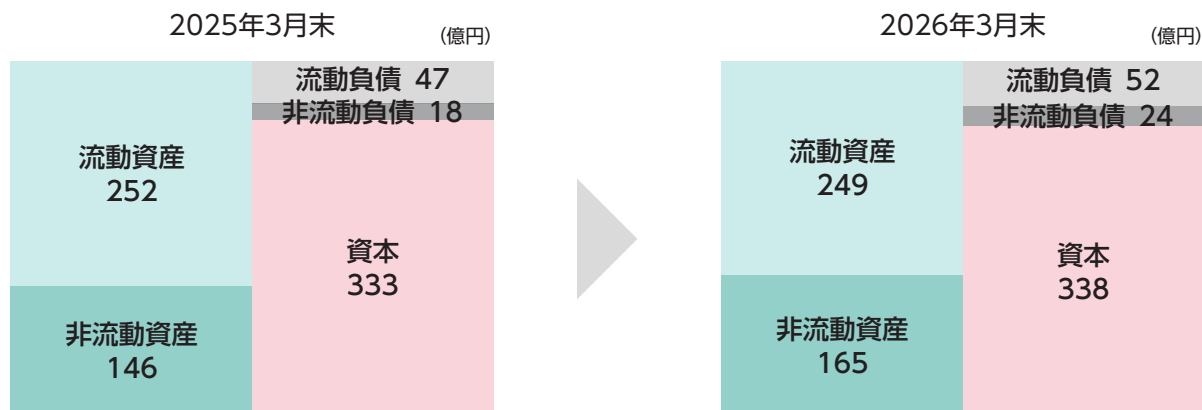
エレクトロニクスカンパニーは、無停電電源装置 (UPS)、インバータ、エンジン発電装置、パワーコンディショナなどのSANUPS (サナップス) ブランド製品ならびにサーボアンプ、ステッピングドライバ、コントローラなどのSANMOTION (サンモーション) ブランド製品の開発、製造および販売をおこなっています。

SANUPSでは、情報通信、データセンター向けサーバや情報通信、消防・警察関連の社会インフラや防衛システム関連の需要が堅調でした。また、太陽光・水力・風力発電システムを含めた再生可能エネルギー関連の需要も安定した需要が継続しました。産業分野では半導体製造装置用途の需要が増加しました。

SANMOTIONでは、中国市場の設備投資の活発化により、金属加工機、射出成形機、工作機械向けの需要が回復し、堅調に推移しました。また、半導体製造装置、ウエハ搬送ロボット向けの需要は、AI関連の設備投資の本格化により、大幅に増加しました。



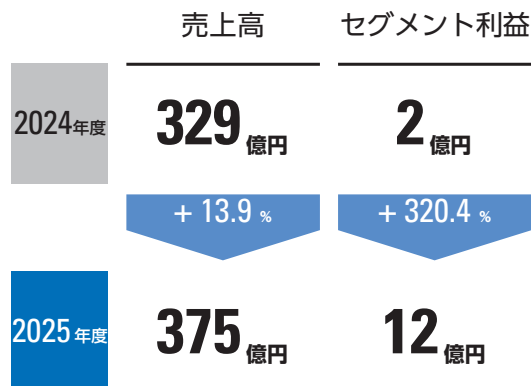
貸借対照表 (連結)



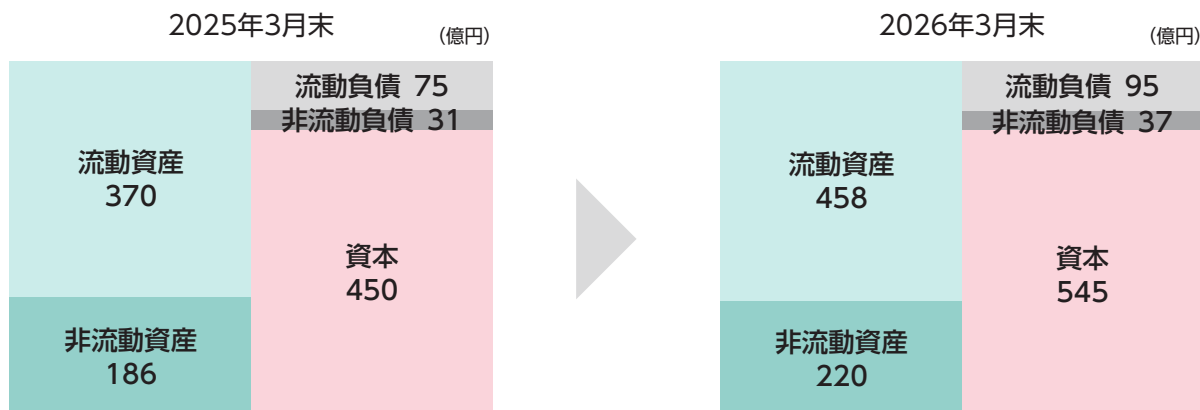
モーションカンパニー

モーションカンパニーは、サーボモータ、ステッピングモータなどのSANMOTION (サンモーション) ブランド製品の開発、製造および販売をおこなっています。

SANMOTIONでは、中国市場の設備投資の活発化により、電子部品実装機、金属加工機、射出成形機、工作機械向けの需要が回復し、堅調に推移しました。また、半導体製造装置、ウェハ搬送ロボット向けの需要は、AI関連の設備投資の本格化により、大幅に増加しました。



貸借対照表(連結)



その他

産業用電気機器、制御機器、電気材料などの電気機器販売事業および産業用コントロールシステムの設計、開発、施工、保全工事を提供する電気工事業をおこなっています。

電気機器・制御機器および電気材料では、医療機器関連や公共インフラ関連、造船関連が堅調でした。第4四半期には半導体業界向けの需要が増加しました。一方、太陽光関連向けの需要は低調でした。

電気工事業では、主要顧客である鉄鋼業界からの需要の増加を受けて堅調でしたが、第4四半期は、補修工事予算削減や設備投資の遅れの影響を受けて低調に推移しました。一般産業向けの電気設備工事の需要は回復基調となりました。

	売上高	セグメント利益
2024年度	56 億円	2 億円
	+ 1.1 %	+ 132.7 %
2025年度	57 億円	6 億円

貸借対照表(連結)

2025年3月末 (億円)		2026年3月末 (億円)	
流動資産 60	流動負債 26	流動資産 64	流動負債 28
非流動資産 11	非流動負債 6	非流動資産 13	非流動負債 7
	資本 39		資本 41

新製品紹介

ACDCファン **San Ace 92AD 9ADタイプ**

業界トップの高静圧を実現した、 92×25 mm厚のACDCファンです。
当社従来品に比べて、期待寿命が2.4倍向上しました。

用途 サーバ、通信ラック、制御盤など



二重反転ファン **San Ace 80 9CRHAタイプ**

業界トップの高静圧を実現した 80×80 mm厚の二重反転ファンです。当社従来品に比べて、最大静圧は約38%向上し、高い冷却性能を必要とするGPUサーバなどに最適な製品です。

用途 GPUサーバ、ネットワーク機器、電源ユニットなど



長寿命ファン **San Ace 80L 9LGタイプ**

業界トップの高静圧を実現した 80×38 mm厚の長寿命ファンです。
連続運転10万時間の長寿命を実現しながら、消費電力を当社従来品比で約32%低減しました。

用途 工作機械、測定機器、制御機器、通信装置など



パワーコンディショナ **SANUPS W83A**

さまざまな再生可能エネルギーで使用できる世界初のパワーコンディショナです。太陽光、風力、水力、バイオマス、廃熱利用などの再生可能エネルギーの発電電力を、適切な電力制御によって無駄なく最大限に利用できます。

用途 太陽光、風力、水力、バイオマス、廃熱利用などの発電システム、蓄電池を使用した充電システム



常時商用給電方式UPS **SANUPS N11D**

動力機器などに安定した電源を供給する常時商用給電方式UPSです。停電時にも定格の200%までの過負荷耐量を備え、電力変動の大きい装置でも安心です。高い省エネ性能と柔軟な設置性を兼ね備え、さまざまな現場で確実なバックアップを提供します。鉛バッテリー・リチウムイオンバッテリー・EDLCの3種類のモデルをラインアップしました。

用途

搬送用エレベータ、シートシャッター、送風機、真空ポンプ、保冷庫、半導体製造装置



サーボシステム **SANMOTION G DC 48 V駆動モデル**

サーボシステム「SANMOTION G」のラインアップに、DC 48 V駆動モデルを追加しました。進化したサーボ性能により、優れた応答性を発揮し、振動を抑制しながら、迅速かつ精密な制御ができ、装置の生産性や加工品質の向上に貢献します。

用途

半導体製造装置や、無人搬送車・自律走行搬送ロボット・自動搬送装置向けのバッテリー駆動装置、食品機械・医療機器など



モーションコントローラ **SANMOTION C S300**

生産性や品質の向上に貢献する、高精度のモーションコントローラです。高性能で拡張性が高く、セキュリティ機能を強化した製品です。

用途

ばね成形機、半導体製造装置など



コントローラ



拡張I/Oモジュール



増設時

※製品性能は製品開発時点の当社調べによる。

製品の詳細についてはこちらをご覧ください。

https://www.sanyodenki.co.jp/products/product_news/index.html



(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の有形固定資産および無形資産における設備投資額は、2,193百万円となりました。これは主に当社国内工場およびグループ会社SANYO DENKI PHILIPPINES, INC.における生産設備の増強です。

また、上記の設備投資のほか、IFRS第16号「リース」の適用における新規リース契約にともなう使用権資産の増加1,300百万円があります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、銀行借入および自己資金によりまかないました。

(5) 対処すべき課題

当社グループでは、2026年4月～2031年3月の5年間にわたり、「時間を力に」をテーマとした第10次中期経営計画に取り組みます。

- ・「山洋電気は早い」と評価される企業体質にする。
- ・時間を、格段に、画期的に短縮する。
- ・時間を競争力にして、新しいもの、新しいこと、新しいやりかたを創り出す。
- ・時間を軸にナンバーワンの製品開発、納期、業務品質にする。

また、当社グループは持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、中長期的な視点で重視すべき経営指標と株主還元方針を定め、これらを重視した経営を推進していきます。

- ①ROE10%以上を継続して達成する
- ②総還元性向50%以上を目安
- ③配当性向50%
- ④機動的な自己株式取得の実施

(6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(10) 重要な親会社および子会社の状況（2026年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
		%	
山洋工業株式会社	円 276,000千	100	当社製品、産業用電気機器、制御機器、電気材料の販売および電気工事
山洋電気テクノサービス株式会社	円 50,000千	100	電気機械器具製造およびサービス
山洋電気ITソリューション株式会社	円 50,000千	100	当社内のシステム開発、ITインフラ整備およびITコンサルティング
SANYO DENKI PHILIPPINES, INC.	PHP 964,290千	100	当社製品の製造
中山市山洋电气有限公司	RMB 2,269千	100	当社製品の製造
SANYO DENKI VIETNAM CO., LTD.	VND 527,000百万	100	当社製品の製造
SANYO DENKI EUROPE S.A.	EUR 160千	99	当社製品の販売
SANYO DENKI AMERICA, INC.	USD 2,000千	100	当社製品の販売
山洋電気（上海）贸易有限公司	RMB 1,655千	100	当社製品の販売
山洋電気（香港）有限公司	HKD 7,800千	100	当社製品の販売
台灣山洋電気股份有限公司	NTD 20,000千	100	当社製品の販売
SANYO DENKI GERMANY GmbH	EUR 815千	100	当社製品の販売
SANYO DENKI KOREA CO., LTD.	KRW 890,000千	100	当社製品の販売
山洋電気貿易（深圳）有限公司	RMB 3,065千	100	当社製品の販売
SANYO DENKI (THAILAND) CO., LTD.	THB 20,000千	100	当社製品の販売
SANYO DENKI INDIA PRIVATE LIMITED	INR 82,000千	99	当社製品の販売
山洋電気（天津）贸易有限公司	RMB 6,500千	100	当社製品の販売
上海山洋電気技术有限公司	RMB 2,820千	100	当社製品の修理等サービス
山洋電気精密机器维修（深圳）有限公司	RMB 5,549千	100	当社製品の修理等サービス
山洋電気（成都）贸易有限公司	RMB 6,500千	100	当社製品の販売

(注) SANYO DENKI VIETNAM CO., LTD.は2026年2月4日に設立しております。

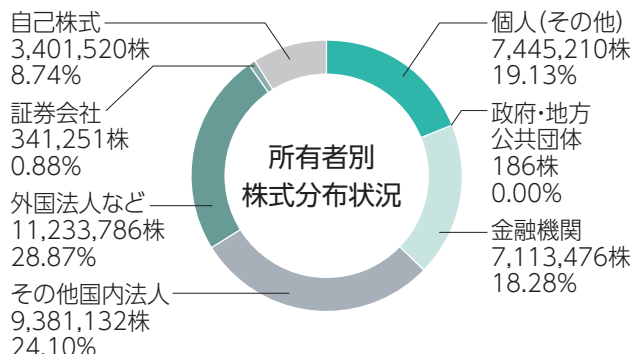
2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 38,916,561株
(自己株式3,401,520株含む)

(3) 株主数 4,069名

(4) 大株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
協同興業株式会社	5,537	15.59
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	3,420	9.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,024	8.52
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	3,018	8.50
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	999	2.81
山洋開発株式会社	956	2.69
日本生命保険相互会社	896	2.52
株式会社みずほ銀行	682	1.92
GOVERNMENT OF NORWAY	631	1.78
株式会社八十二長野銀行	585	1.65

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (3,401,520株) を除いて計算しています。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。
3. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施いたしました。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
取締役 (社外除く)	12,063	4
社外取締役	0	0
監査役	0	0

- (注) 1. 上記は、当社が当社の取締役 (社外取締役を除く) に対して譲渡制限付株式報酬として普通株式を交付したものです。なお、当社は当社の執行役員 (計9名) に対しても、譲渡制限付株式報酬として普通株式 (計12,369株) を交付しています。
2. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施いたしました。上記は、本株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役・監査役および執行役員の状況

① 取締役・監査役（2026年3月31日現在）

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役	山本茂生	
代表取締役	児玉展全	
取締役	中山千裕	
取締役	松本吉正	
取締役	栗原慎	
取締役	三宅雄大	弁護士・飯野海運株式会社社外監査役
取締役	宮城典子	株式会社日本政策金融公庫社外監査役・株式会社ビー・エム・エル社外取締役
常勤監査役	塚田明	
常勤監査役	小林正文	
監査役	山田隆文	
監査役	古沢暢子	税理士

- (注) 1. 栗原慎、三宅雄大、宮城典子の各氏は社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
 2. 小林正文、山田隆文、古沢暢子の各氏は社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
 3. 監査役の塚田明氏は、当社財務部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 また、監査役の古沢暢子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 執行役員（2026年4月1日付）

地位	氏名	担当
会長	山本茂生	
社長	児玉展全	
専務執行役員	中山千裕	財務担当・時間を力に活動担当
専務執行役員	松本吉正	営業部門統括・グループ会社担当
常務執行役員	平田達也	営業本部本部長
常務執行役員	内堀康一	品質管理担当
常務執行役員	岩山昌樹	管理部門統括・中期事業担当
常務執行役員	小林美範	カンパニー統括・生産技術担当・モーションカンパニー カンパニー社長
執行役員	小野寺悟	技術開発担当・エレクトロニクスカンパニー カンパニー社長
執行役員	坂本次郎	営業本部副本部長・新規市場開発担当
執行役員	山本一郎	山洋工業株式会社代表取締役社長
執行役員	原幸一	資材調達本部本部長・資材調達本部国際調達部部長
執行役員	成沢康敬	エレクトロニクスカンパニー カンパニー副社長・技術開発担当 モーションカンパニー カンパニー副社長・技術開発担当
執行役員	梶一郎	営業本部副本部長・SANMOTION ビジネス担当
執行役員	渡辺道徳	サンエースカンパニー カンパニー社長

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約より填補することとしています。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定の免責額を設ける措置を講じています。

(3) 取締役および監査役の報酬等に関する事項

① 取締役の報酬の決定方針

当社は次のとおり、取締役の報酬の決定方針を、報酬委員会への諮問と答申を経て取締役会で決議しています。

取締役の報酬は、任意設置の報酬委員会に取締役会から諮問し、その答申を受けて取締役会にて決定されます。

取締役の報酬は、定額報酬としての月例報酬と、業績に連動した業績連動報酬、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬の要素があり、定額報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の合計額は、株主総会で承認された報酬額の範囲内で決定されその算定にあたっては、おおむね以下によります。

定額報酬は、執行役員を兼務している取締役の場合には担当任務における責任の度合いにより、執行役員を兼務していない取締役の場合には経営全般への関与の度合いにより、それぞれ決定されます。

業績連動報酬は、前年度の連結会社全体の業績、および取締役各人の成果の度合いにより、各人の月例報酬1か月分のおおむね6倍とし、0%~200%の範囲内で変動します。

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上および株主のみなさまとの価値共有の促進をより一層図ることを目的として、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式を付与します。割当株式数は、「譲渡制限付株式報酬規定」に基づき各人の月例報酬1か月分の3倍を基礎として算出されます。譲渡制限の解除は、対象取締役が正当な理由により当社の取締役、監査役、執行役員のいずれの地位をも退任または退職した時点とします。なお、取締役がその在任中に会社に対して損害を与えた場合などには、当社が本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得します。

対象取締役の定額報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の割合については、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合を決定します。社外取締役を除く取締役の定額報酬：業績連動報酬：非金銭報酬の構成比率は、基準額でおおむね55%：30%：15%となるよう設定しています。

なお、経営監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、定額報酬のみを支払うこととします。

▶業績連動報酬の指標等

業績連動報酬たる賞与の計算式は以下のとおりです。

〔賞与計算式：標準賞与額×総合評価係数（会社業績係数・ROE係数の平均値）＋定性評価〕

- ①標準賞与額：役位・職責に応じた標準額を用います。
- ②総合評価係数：③④の平均値を用います。
- ③会社業績係数：過去10年間の営業利益の実績等を基に評価対象期の業績を係数化したものです。
- ④ROE係数：ROE目標値に対する達成率を係数化したものです。
- ⑤定性評価：上記指標以外の役割貢献度を反映したものです。

なお、①～⑤の具体的な数値およびこれらを踏まえた支給金額は、賞与支給の都度、任意設置の報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会決議にて決定いたします。

▶取締役（社外取締役を除く）の報酬の構成

報酬の種類		決定方針	支給方法	割合
定額報酬	月例報酬	役職別に、担当任務における責任の度合いや経営全般への関与の度合いをもとに決定する。	毎月現金	55%
業績連動報酬	賞与	月例報酬1か月分のおおむね6倍を基礎として、前年度の連結会社全体の業績、ROE、および取締役各人の成果の度合いをもとに、0%～200%の範囲で変動する。	半期ごとに現金	30%
非金銭報酬	譲渡制限付株式報酬	月例報酬1か月分の3倍を基礎として、当社株式の時価で除した数の譲渡制限付株式報酬を交付する。	原則として毎年8月に株式を交付	15%

業績連動報酬の指標は、当社グループ全体の業績向上に対する意欲を高めるものとなるよう、連結会社全体の業績としています。連結会社全体の業績は、連結計算書類に記載のとおりです。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討をおこなっており、決定方針に沿うものであると判断しています。

② 監査役の報酬の決定方針

監査役の報酬については、株主総会において承認された報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定します。

③ 役員報酬についての株主総会決議の内容

- (i) 2015年6月12日開催の定時株主総会にて、取締役の報酬は1事業年度5億円以内（当該定時株主総会終結時点の取締役は7名、うち社外取締役は3名）、監査役の報酬は1事業年度6,000万円以内（当該定時株主総会終結時点の監査役は4名、うち社外監査役は3名）とする旨が決議されました。
- (ii) 2022年6月15日開催の定時株主総会にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬制度を導入する旨が決議されました。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は1事業年度7,000万円以内とし、割り当てる普通株式の総数は年35,000株（2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割をおこなっており、現在は年105,000株）を上限とする旨が決議されました。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）は5名です。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		定額報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外除く)	284	157	91	36	4
監査役 (社外除く)	19	19	—	—	1
取締役 (社外)	50	50	—	—	4
監査役 (社外)	28	28	—	—	4
社外合計	79	79	—	—	8

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
取締役	三宅雄大	飯野海運株式会社	社外監査役	—
取締役	宮城典子	株式会社日本政策金融 公庫	社外監査役	—
		株式会社ビー・エム・ エル	社外取締役	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	報酬委員会 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取締役	栗原 慎	13回/13回 (100%)	—	9回/9回 (100%)	すべての取締役会に出席し、製造現場責任者・会社経営者としての知識・経験から必要な発言を適宜おこない、経営監督機能を発揮しました。また、任意の報酬委員会の委員を務めました。
取締役	三宅 雄大	13回/13回 (100%)	—	9回/9回 (100%)	すべての取締役会に出席し、弁護士としての専門的な知識・経験から必要な発言を適宜おこない、経営監督機能を発揮しました。また、任意の報酬委員会の委員を務めました。
取締役	宮城 典子	13回/13回 (100%)	5回/5回 (100%)	9回/9回 (100%)	すべての取締役会に出席し、金融機関勤務・ダイバーシティ推進・他社監査役歴任によって培った専門的な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜おこないました。さらに、任意の報酬委員会の委員長を務めました。
監査役	小林 正文	13回/13回 (100%)	18回/18回 (100%)	—	すべての取締役会に出席し、通信、ネットワーク会社の資材部門責任者・他社監査役歴任によって培った専門的な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜おこないました。また、監査役会において監査に関する重要事項の協議等をおこないました。
監査役	山田 隆文	13回/13回 (100%)	18回/18回 (100%)	—	すべての取締役会に出席し、金融機関勤務・他社監査役歴任によって培った専門的な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜おこないました。また、監査役会において監査に関する重要事項の協議等をおこないました。
監査役	古沢 暢子	9回/10回 (90%)	12回/13回 (92%)	—	取締役会に出席し、税理士としての専門的な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜おこないました。また、監査役会において監査に関する重要事項の協議等をおこないました。

(注) 1. 上記の取締役会のほか、会社法第370条および当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

- 取締役 宮城典子氏および監査役 古沢暢子氏は、2025年3月期に係る定時株主総会にて新たに選任された者です。
- 宮城典子氏については、2025年6月19日取締役就任前の監査役としての出席を含んでおります。

【ご参考】指名委員会の設置

当社は2026年4月15日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会を設置することを決議いたしました。

(1) 設置の目的

取締役および執行役員の指名に関するプロセスの透明性を高めることにより、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、任意の指名委員会を設置するものです。

(2) 委員会の役割

取締役会の諮問に応じて、主に以下の事項について審議し、取締役会に対して答申をおこないます。

- ①取締役および執行役員の選任・解任に関する事項
- ②代表取締役の選定・解職に関する事項
- ③後継者計画（育成を含む）に関する事項
- ④その他、取締役会が必要と認めた事項

(3) 委員会の構成

指名委員会の委員は、取締役会の決議によって選定された取締役または監査役3名以上の委員で構成され、そのうち過半数は独立社外取締役または独立社外監査役とします。委員長は独立社外取締役である委員から選定します。

なお2026年4月15日開催の取締役会において選定された委員は、委員長 宮城典子（独立社外取締役）、松本吉正（社内取締役）、栗原慎（独立社外取締役）、三宅雄大（独立社外取締役）であります。

(4) 設置日

2026年4月15日

(注) 当社は、任意の報酬委員会はすでに設置しております。

【ご参考】 役員のスキルマトリックス

当社が取締役・監査役に期待する主な知見や経験は、企業理念の実現を前提としております。

当社の現取締役・監査役においては、製造業・グローバルビジネス等の実務に加え、法律・財務・ESG等の多様な能力を発揮することを期待しており、経営全般について均衡のとれた監督・審議機能を有した構成としています。

氏名		地位	企業理念の体現・実践	事業経営・組織運営	ものづくり（生産、調達、品質、安全）	技術・研究開発・DX	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスクマネジメント	グローバルビジネス	人材育成
取締役	山本茂生	代表取締役会長	●	●			●	●	●	●	●
	児玉展全	代表取締役社長	●	●	●	●				●	●
	中山千裕	取締役専務執行役員	●	●	●	●		●		●	●
	松本吉正	取締役専務執行役員	●	●			●			●	●
	栗原慎	社外取締役	●	●	●	●	●			●	
	三宅雄大	社外取締役	●						●		
	宮城典子	社外取締役	●	●				●			●
監査役	塚田明	監査役	●					●	●		
	小林正文	社外監査役	●		●						
	山田隆文	社外監査役	●					●			
	古沢暢子	社外監査役	●					●			

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 前連結会計年度 (2025年3月31日現在)	当連結会計年度 (2026年3月31日現在)
負債		
流動負債	23,533	27,851
営業債務及びその他の債務	16,649	19,771
借入金	3,263	2,887
リース負債	850	821
その他の金融負債	36	70
未払法人所得税等	368	2,025
その他の流動負債	2,364	2,275
非流動負債	8,747	10,654
借入金	1,537	1,025
リース負債	1,631	1,261
退職給付に係る負債	557	743
繰延税金負債	4,080	6,628
その他の非流動負債	940	997
負債合計	32,280	38,506
資本		
親会社の所有者に帰属する持分	113,347	127,860
資本金	9,926	9,926
資本剰余金	11,518	11,554
利益剰余金	84,726	93,698
自己株式	△ 3,500	△ 4,442
その他の資本の構成要素	10,674	17,122
非支配持分	0	0
資本合計	113,347	127,861
負債及び資本合計	145,628	166,367

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前連結会計年度	当連結会計年度
	(2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
売上収益	97,847	107,346
売上原価	72,721	77,392
売上総利益	25,125	29,953
販売費及び一般管理費	17,760	19,279
その他の収益	594	223
その他の費用	23	12
営業利益	7,936	10,885
金融収益	644	906
金融費用	577	45
税引前当期利益	8,003	11,747
法人所得税費用	2,365	3,086
当期利益	5,638	8,661
当期利益の帰属		
親会社の所有者	5,637	8,661
非支配持分	0	0
当期利益	5,638	8,661

(ご参考)

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前連結会計年度	当連結会計年度
	(2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
当期利益	5,638	8,661
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	△ 1,291	2,663
確定給付制度の再測定	999	2,553
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△ 609	3,799
その他の包括利益合計	△ 902	9,016
当期包括利益	4,735	17,677
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	4,735	17,677
非支配持分	0	0
当期包括利益	4,735	17,677

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	54,569	55,835
現金及び預金	8,317	3,519
受取手形	142	32
電子記録債権	6,318	6,627
売掛金	21,042	23,656
製品	3,473	4,309
原材料	10,455	11,221
仕掛品	2,885	3,674
貯蔵品	62	70
前払費用	187	213
その他	1,684	2,513
貸倒引当金	△ 2	△ 3
固定資産	32,043	38,434
有形固定資産	16,091	15,330
建物	6,801	6,625
構築物	259	251
機械及び装置	2,107	1,448
車両運搬具	21	23
工具、器具及び備品	655	664
土地	6,048	6,048
建設仮勘定	198	269
無形固定資産	1,933	2,229
ソフトウェア	1,925	2,222
その他	7	7
投資その他の資産	14,018	20,873
投資有価証券	7,673	11,210
関係会社株式	2,934	2,934
関係会社出資金	927	4,126
長期貸付金	3	1
長期前払費用	23	77
その他	2,456	2,523
貸倒引当金	△ 0	△ 0
資産合計	86,613	94,269

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	19,163	21,987
支払手形	369	—
電子記録債務	2,877	3,242
買掛金	6,046	7,455
短期借入金	4,797	4,449
一年内に返済予定の長期借入金	1,063	607
未払金	1,046	540
未払費用	2,208	3,138
未払法人税等	37	1,437
前受金	14	13
預り金	582	826
設備関係支払手形	74	230
役員賞与引当金	45	45
固定負債	4,336	4,168
長期借入金	1,537	1,025
繰延税金負債	390	1,485
再評価に係る繰延税金負債	849	849
退職給付引当金	939	205
長期未払金	618	602
負債合計	23,500	26,155
純資産の部		
株主資本	58,934	61,492
資本金	9,926	9,926
資本剰余金	11,531	11,575
資本準備金	11,458	11,458
その他資本剰余金	72	116
利益剰余金	41,466	44,922
利益準備金	1,032	1,032
その他利益剰余金	40,434	43,890
自己株式	△ 3,989	△ 4,932
評価・換算差額等	4,178	6,621
その他有価証券評価差額金	3,302	5,745
土地再評価差額金	876	876
純資産合計	63,112	68,114
負債純資産合計	86,613	94,269

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前事業年度	当事業年度
	(2024年4月1日から2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
売上高	78,503	87,056
売上原価	65,237	70,455
売上総利益	13,266	16,601
販売費及び一般管理費	10,740	11,461
営業利益	2,525	5,140
営業外収益	2,680	2,282
受取利息及び配当金	2,369	1,752
為替差益	－	277
助成金収入	100	100
受取賃貸料	100	99
その他	109	51
営業外費用	220	73
支払利息	65	72
為替差損	150	－
手形売却損	0	0
その他	2	0
経常利益	4,985	7,349
特別利益	828	29
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	827	28
特別損失	184	1
固定資産売却損	83	－
固定資産除却損	0	1
投資有価証券評価損	100	－
税引前当期純利益	5,629	7,377
法人税、住民税及び事業税	726	1,671
法人税等調整額	375	△ 8
当期純利益	4,527	5,713

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

山洋電気株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原山精一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子剛大

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山洋電気株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、山洋電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

山洋電気株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原山精一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金子剛大
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山洋電気株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第124期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- 事業報告等の監査結果
 - 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 取締役の職務の執行に関する不正な行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。
- 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2026年5月15日

山洋電気株式会社 監査役会

常勤監査役	塚田 明	㊞
常勤監査役	小林正文	㊞
監査役	山田隆文	㊞
監査役	古沢暢子	㊞

(注) 常勤監査役 小林正文、監査役 山田隆文および古沢暢子は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

社名	山洋電気株式会社
本店所在地	〒170-8451 東京都豊島区南大塚 3-33-1
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年4月1日から起算し3ヶ月以内
期末配当受領株主確定日	毎年3月31日
中間配当受領株主確定日	毎年9月30日
公告の方法	電子公告の方法によりおこないます。 (やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、 日本経済新聞に掲載しておこないます。)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内 1-4-1 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内 1-4-1 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
お問い合わせ先	〒168-0063 東京都杉並区和泉 2-8-4 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

●各種手続のご連絡先

- ・未払配当金のお支払いについては、株主名簿管理人へご連絡ください。
- ・住所変更、単元未満株式の買取・買増、配当金受取方法の指定など証券会社をご利用の株主さまは、お取引の証券会社へご連絡ください。

※証券会社をご利用でない株主さまへ
特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社へご連絡ください。
特別口座での手続用紙のご請求はインターネットでも受け付けております。

ホームページアドレス

《三井住友信託銀行》<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>

当社「IR情報」ホームページアドレス

<https://www.sanyodenki.co.jp/ir/index.html>

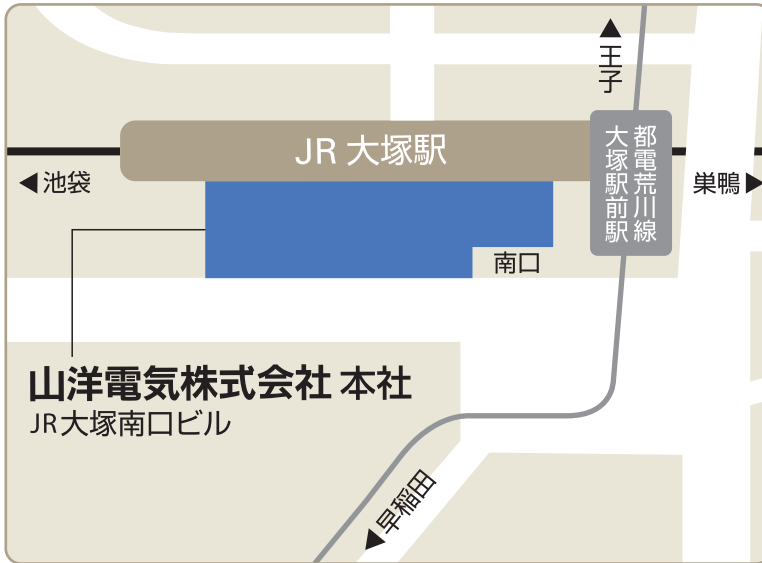
株主総会会場ご案内図

会場

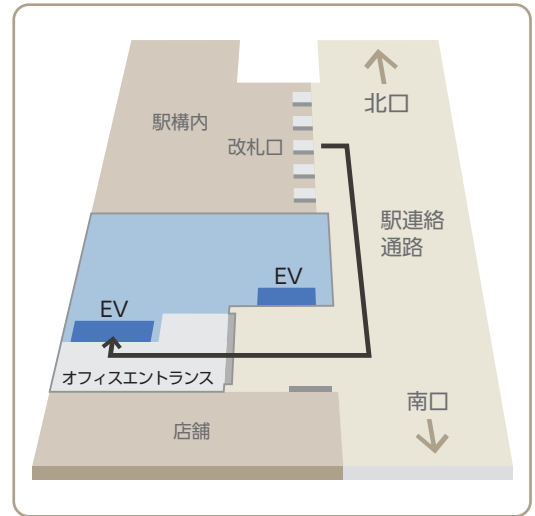
東京都豊島区南大塚3-33-1 JR大塚南口ビル11階 当社 本社会議室
電話: 03-5927-1020

最寄り駅

JR山手線 大塚駅直結
都電荒川線 大塚駅前駅 下車 徒歩1分



■ JR 大塚駅改札口から当社まで



山洋電気株式会社

UD
FONT



この印刷物は、環境保全のため、植物油インキを使用
して印刷しています。